

東 金 市

看護師養成修学資金貸付制度のしおり



東金市企画政策部医療センター推進課

(令和4年12月改訂版)

東金市看護師養成修学資金貸付制度のしおり

この制度は、東金市内の看護師を養成する大学、学校又は養成所に在学する者で、将来東千葉メディカルセンター（以下「メディカルセンター」といいます。）において看護師の業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって市内における看護師の育成と定着を図ることを目的としています。

☆ 貸付を受ける前にもう一度考えること ☆

本制度により皆さんに貸付をする修学資金は、“東金市民及び九十九里町民の収めた税金”によって賄われています。本制度は、看護師の育成を図ることを目的とした貸付けではありますが、貸付けが免除される条件を満たさない場合はすべて返還となります。

よって、卒業後確実にメディカルセンターに就業できるか（看護師免許試験に合格して看護師として就業すること。）、また、免除に必要な期間を確実に勤めることができるか、以上のことがはっきりしない人は申請にあたり十分に検討してください。

【注意】

貸付金の全額返還免除を受けるためには、卒業後、看護師免許試験に合格し、直ちにメディカルセンターにおいて、5年以上継続して看護師等の業務に従事することが要件になっています。

次のような例の場合、全額返還免除になりませんので注意してください。

例 1) 卒業後 1 年 2 月までに免許試験に合格しなかった場合

例 2) メディカルセンターに就職しなかった場合

例 3) メディカルセンターに就業後 5 年未満で退職してしまった場合

なお、以下の期間はメディカルセンターにおいて継続して看護師等の業務に従事した勤務期間に含めない期間としますのでご注意ください。

① 東千葉メディカルセンター（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター）

職員の育児・介護休業等に関する規程による育児休業及び介護休業の期間

② 東千葉メディカルセンター（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター）

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程による病気休暇の期間（90日を
超えない範囲で、医師の証明に基づき、その療養に必要と認める期間）を超える
休暇の期間

東金市看護師養成修学資金貸付制度の概要

区 分		内 容	条例・規則
貸 付 条 件		・市内の看護師を養成する大学、学校、養成所（以下「看護学校等」といいます。）に修学する者 ・看護学校等を卒業した日から1年2月以内に看護師の免許を取得しようとする者 ・看護師の免許を取得した後、直ちに、かつ、引き続き5年以上メディカルセンターにおいて看護師の業務に従事しようとする者	条例第2条
貸 付 期 間		・貸付決定通知により定められた月から看護学校等の正規の修学期間を修了する月まで	条例第4条
貸 付 方 法		・口座振込みとします。 ・入学支度金は原則として入学時の4月に支払います。 ・修学資金は原則として4月と10月に分割で支払います。	規則第4条
貸 付 金 の 返 還		◇次の①から④のいずれかに該当した場合は、貸付金を返還することになります。 ①貸付決定を取り消されたとき ②看護学校等卒業後、1年2月以内に看護師の免許を取得しなかったとき ③免許取得後、直ちにメディカルセンターにおいて看護師等の業務に従事しなかったとき ④返還免除となる前に、メディカルセンターにおいて看護師等の業務に従事しなくなったとき	条例第9条
貸付金の返還方法		・上記の返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算し、貸付けを受けた期間に相当する期間内に返還しなければなりません。ただし、繰り上げて返還することは差しつかえありません。	条例第9条
返還の免除	全 額 免 除	・免許取得後（卒業後1年2月以内）、直ちにメディカルセンターにおいて継続して看護師等の業務に従事した期間が5年に達したとき	条例第11条
	一 部 免 除	・メディカルセンターの就業期間が5年未満で退職したとき	条例第11条
返 還 の 猶 予		◇次の①から⑥のいずれかに該当した場合は、貸付金の返還を一定期間猶予します。 ①看護学校等に在学しているとき ②免許取得後（卒業後1年2月以内）保健師、助産師の学校に就学しているとき ③免許取得後（卒業後1年2月以内）、直ちにメディカルセンターにおいて継続して看護師等の業務に従事しているとき ④保健師等の学校を卒業し、メディカルセンターで保健師等の業務に従事しているとき ⑤看護学校等卒業後1年2月以内に免許を取得しようとするとき ⑥災害、疾病、育児休業、介護休業その他やむを得ない理由があると認められるとき	条例第10条

東金市看護師養成修学資金貸付制度

1 貸付対象要件

次の（１）から（３）に該当する者が貸付対象となります。

- （１）市内に存する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の大学、同条第2号の学校又は同条3号の看護師養成所（以下「看護学校等」という。）において修学する者
- （２）看護学校等を卒業した日から1年2月以内に看護師の免許を取得しようとする者
- （３）看護師の免許を取得した後、直ちに、かつ、5年以上メディカルセンターにおいて看護師の業務に従事しようとする者

2 貸付額

次の合計額を貸付けます。

- （１）入学支度金 50 万円以内
看護学校等の入学時に納入する入学金、施設整備費、実習費の合計額とする。※中途貸付の場合は対象外となります。
- （２）修学金（年額） 120 万円
※中途貸付の場合、貸付初年度は月割算定となります。

3 貸付期間

貸付決定通知により定められた月から看護学校等の正規の修学期間を終了する月までです。

4 貸付方法

入学支度金は、原則として入学時の４月に指定口座に振り込みます。
修学資金は、原則として毎年４月と１０月に半額ずつ指定口座に振り込みます。

5 貸付金の返還

次の（１）から（４）のいずれかに該当した場合は、貸付金を返還することになります。

- （１）修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- （２）看護学校等を卒業した日から1年2月以内に看護師の免許を取得しなかったとき。
- （３）看護師の免許を取得した後、直ちにメディカルセンターにおいて看護師

の業務に従事しなかったとき。

- (4) 返還の免除を受ける前に、看護師の業務外の事由により死亡し、又はメディカルセンターにおいて看護師の業務に従事しなくなったとき。

6 貸付金の返還方法

上記 5 の事由が生じた日の属する月の翌月から返還を行い、貸付けを受けた期間に相当する期間内で返還します。ただし、繰り上げて返還することは差しつかえありません。

7 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当した場合は、修学資金の返還の債務の全部又は一部が免除となります。この場合、看護師養成修学資金返還免除申請書（第 12 号様式）を市長に提出しなければなりません。

(1) 全額免除

- ①看護学校等を卒業した日から 1 年 2 月以内に看護師の免許を取得し、直ちにメディカルセンターにおいて看護師の業務に従事し、5 年を経過したとき。
- ②保健師学校等を卒業し、直ちにメディカルセンターにおいて看護師、保健師又は助産師の業務に従事し、5 年を経過したとき。
- ③業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 一部免除

- ①看護学校等を卒業した日から 1 年 2 月以内に看護師の免許を取得し、直ちにメディカルセンターにおいて看護師の業務に従事したが 5 年未満で退職したとき
- ②保健師学校等を卒業し、直ちにメディカルセンターにおいて看護師、保健師又は助産師の業務に従事したが 5 年未満で退職したとき
- ③業務外の事由による死亡、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったとき

※免除額の算定

貸付額×メディカルセンター勤務月数÷60か月=免除額

8 貸付金の返還猶予

本来、修学資金は修学期間中貸付けるものであり、貸付けの終了と同時に返還の義務が生じるものです。しかし、次の (1) から (6) のいずれかに該当する場合は、返還が一定期間猶予されます。この場合、修学資金返還猶予

申請書（第 11 号様式）を市長に提出しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該看護学校等に在学しているとき。
- (2) 看護学校等を卒業した後、引き続き保健師助産師看護師法第19条第1号の学校若しくは同条第2号の保健師養成所又は同法第20条第1号の学校若しくは同条第2号の助産師養成所（以下これらを「保健師学校等」という。）において修学しているとき。
- (3) 看護学校等を卒業した後、直ちにメディカルセンターにおいて、看護師の業務に従事しているとき。
- (4) 保健師学校等を卒業した後、直ちにメディカルセンターにおいて、看護師、保健師又は助産師の業務に従事しているとき。
- (5) 看護学校等を卒業した時点で看護師の免許を取得していない場合であって、1年2月以内に取得しようとするとき。
- (6) 災害、疾病、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき。

9 貸付の申請手続

修学資金の貸付けを受けるときは、次の書類を市長に提出しなければなりません。

・ 看護師養成修学資金貸付申請書（第 1 号様式）

申請書には、次の①から④の書類を添えて提出しなければなりません。

- ① 履歴書（市販のものを使用してください。面接時にご提出いただいている場合は、改めてご提出いただく必要はありません。）
- ② 住民票抄本の写し
- ③ 看護学校等の推薦書（第 2 号様式）
- ④ 連帯保証人の所得証明書 （※源泉徴収票は不可）

※連帯保証人について

連帯保証人については、成年で独立の生計を営み、かつ債務の弁済能力を有する者 2 名をたてます。

なお、申請者が未成年であるときは、1 名は親権者又は後見人としなければなりません。

また、連帯保証人 2 名を同一生計者とすることはできません。例えば、ご夫婦の組合せや同じ世帯の父と祖父の組合せは不可となりますのでご注意ください。）

10 貸付の決定

市長は、申請者の申請について貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知します。

11 誓約書の提出

貸付決定通知後、誓約書（第 4 号様式）を提出してください。なお、誓約書には連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

12 貸付金の請求

貸付決定通知後、看護師養成修学資金貸付請求書（第 5 号様式）を上記誓約書と合わせ提出してください。

13 在学中における諸届

修学資金の貸付けを受けた者は、現況報告書のほか、次の（1）から（7）のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければなりません。この届出を怠ったときは、修学資金の貸付けを一時保留されることがあります。

- （1）看護学校等に在学している期間及び修学資金の返還すべき債務を負うことがなくなるまでの間
 - ・ 毎年 3 月 31 日現在の看護師養成修学資金現況報告書（第 7 号様式）
- （2）貸付を辞退したとき
 - ・ 修学資金貸付辞退届（様式任意）
 - ・ 看護師養成修学資金借用書（第 9 号様式）
- （3）退学したとき（看護師免許取得を止めた場合も含む。）
 - ・ 看護師養成修学資金借受者身分異動届（第 6 号様式）
 - ・ 看護師養成修学資金借用証書（第 9 号様式）
- （4）休学、留年、停学、長期欠席（1 月以上）したとき
 - ・ 看護師養成修学資金借受者身分異動届（第 6 号様式）
- （5）休学、留年、停学、長期欠席した者が復学又は進級したとき
 - ・ 看護師養成修学資金借受者身分異動届（第 6 号様式）
- （6）修学資金の貸付けを取消された後も引続きその看護学校等に在学しているとき
 - ・ 看護師養成修学資金返還猶予申請書（別紙第 11 号様式）
- （7）連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人の住所に変更のあったとき
 - ・ 看護師養成修学資金借受者身分異動届（第 6 号様式）

14 借用証書の提出

修学資金の貸付けが終了する最終学年の10月貸付け終了後速やかに、市長へ提出します。

- ・看護師養成修学資金借用証書（第9号様式）

15 主に卒業後に必要となる諸届の提出

借受人は、返還する債務が免除されるまでの期間中、次の（1）から（4）のいずれかに該当するときは直ちに届け出なければなりません。

- （1）看護師等の免許を取得したとき
 - ・看護師養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式）
- （2）メディカルセンターを退職したとき
 - ・看護師養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式）
- （3）氏名又は、住所に変更があったとき
 - ・看護師養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式）
- （4）連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人の住所に変更のあったとき
 - ・看護師養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式）

16 延滞利子の徴収

借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき修学資金の額につき規則で定める割合以内で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

17 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター奨学金制度との調整

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの奨学金制度を利用する方は、東金市の修学資金貸付制度は利用できません。

18 その他

この制度について不明な事項は下記までお問い合わせください。

《問合せ先》

〒283-8511

東金市東岩崎1番地1

東金市企画政策部医療センター推進課

TEL：0475-50-1253

FAX：0475-50-1299

E-mail：iryo@city.togane.lg.jp